

青森県報

第四千五十一号

平成二十七年

九月二十五日
(金曜日)

目次

規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (団体経営改善課) …… 一

告示

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 二

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… (こども課) …… 二

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障害福祉課) …… 二

構造計算適合性判定の指定構造計算適合性判定機関への委任…………… (建築住宅課) …… 三

…………… (三八地域) …… 三

…………… (県民局) …… 三

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (会計管理課) …… 三

建設業者の許可の取消し…………… (三八地域) …… 三

…………… (県民局) …… 三

…………… (上北地域) …… 四

…………… (県民局) …… 四

…………… (下北地域) …… 四

…………… (同) …… 四

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任…………… (三八地域) …… 五

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (病院課) …… 六

…………… (同) …… 六

規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第七号」を「第八号」に改め、第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第一項及び第七項の同意（同法第八条の第三第一項及び第三項の変更の同意を含む。）を得た同法第八条第一項に規定する山村振興計画に記載された同条第六項第一号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者が当該森林資源活用型地域活性化事業を実施するに必要な資金

第二条第四項中「前項第二号」を「前項第一号」に、「及び第六号」を「、第四号及び第七号」に改める。

附則第二項中「（第二号）」を「（第一号及び第三号）」に、「前項第二号、第三号及び第六号」を「前項第一号、第三号、第四号及び第七号」に、「前項第一号」を「前項第一号及び第三号」に、「同項第三号及び第六号」を「同項第四号及び第七号」に改める。

号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百七十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十七年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指定辞退年月日
鈴木内科医院	八戸市大字尻内町字八百刈二六の三	平成二七・七・五
おかしま調剤薬局東店	青森市花園一丁目八の一	二七・七・三

青森県告示第六百七十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十七年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指 定 年 月 日
-----	-----	-----------

鈴木内科医院

八戸市大字尻内町字八百刈二六の三

平成二七・七・六

青森県告示第六百七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十七年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指 定 年 月 日
医療法人滝沢小児科内科医院	八戸市根城五丁目二の二六	平成二七・八・三
スーパードラッグアサヒ調剤薬局	弘前市大字土手町一八一の四	"
スーパードラッグアサヒ調剤薬局板柳店	北津軽郡板柳町大字福野田字常盤五四の一	"
スーパードラッグアサヒ調剤薬局富田店	弘前市大字富田三丁目六の六	"
スーパードラッグアサヒ城東北店	弘前市大字城東北四丁目四の一	"
ときわ会訪問看護ステーション	南津軽郡藤崎町神亀田二の一	二七・八・四

青森県告示第六百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったため、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十七年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	株式会社十五番	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮川一丁目一の五	障害福祉サービスの種類	居宅介護	障害福祉サービス事業を行う事業所	名 称	ケアサポート十五番	所 在 地	弘前市大字宮川一丁目一の五	廃止年月日	平成二十七年九月二十五日
	名 称	株式会社十五番	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮川一丁目一の五	障害福祉サービスの種類	重度訪問介護	障害福祉サービス事業を行う事業所	名 称	ケアサポート十五番	所 在 地	弘前市大字宮川一丁目一の五	廃止年月日	平成二十七年九月二十五日

青森県告示第六百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により公示する。

平成二十七年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定構造計算適合性判定機関	名 称	日本建築検査協会株式会社	住 所	東京都中央区日本橋三丁目一三番一	業務区域	青森県全域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	東京都中央区日本橋三丁目一五番六	行わせることとした構造計算適合性判定の業務	全ての業務	行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始日	平成二十七年八月十八日
	名 称	日本建築検査協会株式会社	住 所	東京都中央区日本橋三丁目一三番一	業務区域	青森県全域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	東京都中央区日本橋三丁目一五番六	行わせることとした構造計算適合性判定の業務	全ての業務	行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始日	平成二十七年八月十八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
液体シンチレーション計数装置（H 3用） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年九月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
東北化学薬品株式会社むつ小川原営業所
上北郡六ヶ所村尾駁字上尾駁二二の二五五
- 六 契約金額
五千五百八十一万四千四百円
- 七 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十七年七月二十二日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

公 告

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十七年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社宝輝工務店
- 二 代表者の氏名 下館 輝男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字田面木字松長根四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一五五七一号
- 五 取消年月日 平成二十七年八月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十七年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社大雄
- 二 代表者の氏名 大下内 伸勝
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字大沢田字大下内四の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一七四九三号
- 五 取消年月日 平成二十七年八月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年七月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十七年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 花部塗装店
- 二 氏名 花部 大祐
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市新町二五の三七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第六〇〇一六五号
- 五 取消年月日 平成二十七年七月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十七年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東栄資材株式会社
- 二 代表者の氏名 杉山 幹彦
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市赤川町一四の二一

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第六〇〇一〇四号
- 五 取消年月日 平成二十七年八月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
ガラス工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十七年八月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、天満下土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年九月二十五日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	沢田 良一	三戸郡五戸町大字上市川字上市川四の一	平成 二七・八・三就任
"	原 隆一	"	"
"	豊川 敏雄	大字切谷内字佐野七	"
"	原 博	大字上市川字上市川三〇	"
"	原 光成	" 一五	"
"	中里 和夫	" 字中坪三二の一四	"
"	佐々木 寿一	大字切谷内字粒ヶ谷地二六	"
"	郎	"	"
"	米澤 貞則	大字上市川字高田三四の四	"
"	田中 龍也	大字切谷内字高蒲川前谷地	"
"	三	八	"

公 営 企 業

理 事	川村 栄光	大字上市川字順礼森二の一	"
"	新井山清美	大字切谷内字切谷内村二二	"
監 事	平 喜代光	字兔内三九の一	"
"	中崎 正男	大字上市川字高田七六の一	"
"	小保内啓悦	大字切谷内字切谷内村六九	"
"	佐々木 與助	大字上市川字上市川三一の一	"
理 事	原 義勝	大字上市川字高田七〇	"
"	沢田 良一	" 字上市川四の一	"
"	田代 金徳	" 三三の一	"
"	山田 雄一	字石仏三六の一	"
"	豊川 敏雄	大字切谷内字佐野七	"
"	原 博	大字上市川字上市川三〇	"
"	新井山義哉	大字切谷内字切谷内村七七	"
"	原 光成	大字上市川字上市川一五	"
"	中里 和夫	" 字中坪三二の一四	"
"	佐々木 寿一	大字切谷内字粒ヶ谷地二六	"
"	郎	大字上市川字高田三四の四	"
"	米澤 貞則	大字切谷内字高蒲川前谷地	"
"	田中 龍也	大字上市川字順礼森二の一	"
監 事	川村 栄光	大字上市川字順礼森二の一	"
"	新井山 尊士	大字切谷内字淋代四七の一	"
"	中崎 正男	大字上市川字高田七六の一	"
"	沢田 勝雄	" 字附柳八	"
"	原 義勝	字高田七〇	"

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
PET CT装置 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院 管理課
青森市東造道二丁目の一
 - 三 契約の方法
随意契約
 - 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年八月四日
 - 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社 八甲メディカル
青森市自由ヶ丘二丁目二〇の四〇
 - 六 契約金額
二億八千六百二十万円
 - 七 契約の相手方を決定した手続
二度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。
 - 八 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号
- ~~~~~
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
放射線モニタリングシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院 管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年七月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
ラドセーフテクニカルサービス株式会社
東京都千代田区外神田三丁目一〇の一
- 六 契約金額
六千九百十万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
二度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。
- 八 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号

<p>（発行者・発行人） 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>	